物件明細 ②(旧)羽曳野市立丹比幼稚園 64,976,000円 概算売却価格 ※令和7年7月18日時点での概算価格です。現在、不動産鑑 定中のため、後日改めて公開します。 所 在 地 地 目 地 積 物 町 名 地 番 現 況 登記 実 測 登 記 件 の 2. 277m² 255番1 学校用地 学校用地 表 250番 ※令和7年7月18日時点で 示 郡戸 の登記簿地積です。現在、 敷地測量中のため、後日改 地積合計 めて公開します。 居 有 土地の状況 建物あり 住 表示 接面道路の状況 市道郡戸24号線 私道負担 無 構造 延べ面積 竣工 現況 鉄骨造1階建 180m² 昭和53年2月 建物の状況 鉄骨造1階建 令和3年度末閉園 246m² 平成元年3月 鉄骨造2階建 155m² 平成12年11月 法 都市計画区域 市街化区域 令等 の 用途地域 60% |第一種住居地域 建ペい率 容積率 200% 制 の 他 限 そ ※特記事項1 項 目 利用可能な施設 配管等の状況 供 給 関西電力㈱ 電 気 ※特記事項6 処 理 施 ガ ス 大阪ガス㈱ ※特記事項6 設 の 上水道 市営水道 ※特記事項3,6 状 況 下 水 道 公共下水道 ※特記事項2,6 河原城中学校 学 校 区 丹比小学校 特 記 別紙、物件明細特記事項のとおり 事 項

物件明細特記事項(②(旧)羽曳野市立丹比幼稚園)

- 1. 当該物件利用に伴うその他法令等の制限について
- ・建築基準法第22条の区域内、宅地造成等工事規制区域内
- 各部の高さ規制: 道路斜線、隣地斜線
- ・日影規制:高さが10mを超える建築物は対象

平均地盤からの高さ4m

敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間は5時間 敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間は3時間

- ・ 当該地東側に面する道路は建築基準法第42条2項道路である。
- ・建築物等の計画を行う場合には、建築基準法などによる手続きが必要となるので、 都市開発部建築指導課と協議すること。
- ※上記内容の問い合わせ先:都市開発部建築指導課審査検査担当 内線2501,2502,2503,2504
- ・都市計画法第4条第12項の規定による土地の区画形質の変更がある場合、同法第29条第1項の規 定により、開発行為の許可が必要。 都市開発部建築指導課と協議すること。
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法の許可が必要となる場合は、大阪府都市整備部住宅建築局建築 指導室審査指導課との協議が必要。
- ・羽曳野市都市開発指導要綱の適用範囲に該当する開発(建築)行為を行う場合は、同要綱に 基づく協議が必要となるので、都市開発部建築指導課と協議すること。
- ※上記内容の問い合わせ先:都市開発部建築指導課開発指導担当 内線2512,2513,2514
- ・羽曳野市全域を羽曳野市景観計画区域に指定しており、建築物又は工作物の新築、増築、 改築等を行う場合は、景観法第16条第1項の規定により、あらかじめ市に届出が必要にな る場合があるので、都市開発部都市計画課と事前に協議すること。
- ・当該地は大阪府屋外広告物条例の規定により、屋外に看板や広告塔等の広告物を掲出する場合 については、制限があるため、許可が必要。
- ※上記内容の問い合わせ先:都市開発部都市計画課 内線2572,2573

2. 下水道について

- ・当該地門付近に公共汚水桝、汚水管なし。
- ・当該地は現在公共下水道未供用区域の為、今後受益者負担金(1㎡あたり450円)が賦課される。
- ・雨水排水施設は敷地南西角付近に水路、東側隣接道路に水路(グレーチング蓋付)有り。

(雨水桝の有無については土地管理部署に確認すること)

(全般)

- ・市の下水道事業計画と整合する計画を行うこと。
- ・当該物件の土地利用に係る全ての調査及び協議は、事業者にて行うこと。
- 全ての機能復旧は事業者にて行うこと。

(汚水)

- ・公共汚水桝の調査は事業者にて行うこと。
- ・宅内排水の整備については事業者にて行うこと。
- ・整備を行う場合施工承認等申請書を行うこと。
- ・宅内排水の整備をする場合、羽曳野市排水設備指定工事店から排水設備工事確認申請書を提出 し確認を受けること。

(雨水)

- ・雨水、雑排水、用水の調査は事業者にて行うこと。
- ・当該地の雨水整備については事業者にて行うこと。
- 関係する全ての水利組合及び流出先権利者と協議されたい。

物件明細特記事項(②)(旧)羽曳野市立丹比幼稚園)

- ・当該地に既存の雨水流出入がある場合は、関係者と協議し、機能復旧を行うこと。
- ・整備又は撤去を行う場合施工承認等申請書を行うこと。
- ※上記内容の問い合わせ先:下水道部下水道総務課管理担当 内線2390

3. 上水道について

- ・上水道本管、引込管、水道メータの有無・位置・口径については以下のとおり。
 - (上水道本管) ダクタイル鋳鉄管75mm (引込管) H I V P 50mm (水道メータ) 有 (位置) 北から4.5m、東から1.2m (口径) 40mm
- ・土地利用用途により、既設給水の利用の可、不可や、口径変更の有無等の判断を行うため、別途協議が必要。
- ※上記内容の問い合わせ先:水道局工務課管理担当 内線5045

4. 文化財関係について

- ・当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する。遺跡名は「郡戸遺跡」。
- ・土木工事等を行う場合は、工事着手日の60日前までに文化財保護法に基づく発掘の届出を大阪 府教育委員会分と本市教育委員会分の2部提出すること。(文化財保護法第93条)
- ・埋蔵文化財の保護について、生涯学習部文化財・世界遺産室と協議すること。
- ※上記内容の問い合わせ先:生涯学習部文化財・世界遺産室 内線4484

5. 資料の閲覧について

- ・建物のアスベストについては、令和7年6月に行った調査では、園舎各所から試料採取を実施 し、偏光顕微鏡による定性分析の結果、一部の箇所からアスベストが検出されている。アスベ スト調査結果の閲覧を希望する場合、事前に閲覧希望日時を連絡し、指定の日時に来庁するこ と。
- ・園舎の建築図面について、閲覧を希望される場合、事前に閲覧希望日時を連絡し、指定の日時に来庁すること。なお、参考資料として閲覧に供するもので、現状と相違している場合は現状を優先する。
- ※上記内容の問い合わせ先:こどもえがお部こども保育課 内線1233・1234

6. その他について

- その他の法令・条例等の調査については、全て事業者にて行うこと。
- ・施設整備にかかる事前協議等の必要な手続きは、事業者において行うこと。
- ・この物件明細は、物件の概要を把握するための参考資料であるため、必ず事業者自身において 現地及び諸規制についての調査確認を行うこと。
- ・土地及び建物は現状有姿のまま引き渡すこととし、建物等については、事業者にて解体撤去の 上、新たな園舎を設置すること。なお、建物等の解体撤去費用(処分費を含む)及び新たな園 舎の整備費用は、事業者負担とする。
- ・当該地内の電柱(支線)の取扱い(協議、電柱敷地料の契約等)については、事業者が関西電力送配電株式会社と調整を行うこと。
- ・物件売却価格は、旧園舎等の解体撤去費を考慮して設定する。現在、敷地測量・不動産鑑定中 のため、実際の売却価格については、後日改めて公開する。
- ・地盤調査、土壌汚染調査及び地下埋設物調査は実施していないため、必要な場合は、事業者負担において施工すること。
- ・当該物件の利用に伴うライフライン(電気、ガス、上下水道等)の調査、申請、引込状況、費用の確認及び近隣との調整については、事業者にて行うこと。

位置図



